

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について（情報提供）

1 給付金の概要

(1) 趣 旨	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に給付金を支給します。
(2) 対象者	①住民税非課税世帯（基準日：令和4年9月30日） ②家計急変世帯
(3) 支給額	1世帯あたり5万円
(4) 申請受付期間	令和4年11月15日から令和5年1月31日まで（必着）

2 申請手続

① 住民税非課税世帯

対象となる世帯には、横浜市からご案内をお送りします。（封筒見本別添）

世帯の状況により、申請方法は異なります。

申請関係書類	申請方法	該当する主な世帯
A「支給のお知らせ」 (11/14から発送)	申請手続き不要 （「お知らせ」記載の口座に12月中旬頃に振込）	臨時特別給付金（10万円）を 世帯主の口座で本市から受給済み
B「確認書（申請書）」 (11/15から発送)	必要事項を記入、添付書類とともに返信用封筒で 返送	臨時特別給付金を 世帯主の口座以外 で受給済み
C「申請書」 (11/15から配架等)	申請書を入手し、必要事項を記入、添付書類とともに 郵送 で提出	臨時特別給付金を未受給で、令和4年1月2日以降に 市外転入者がいる

② 家計急変世帯

申請書の提出が必要です。「申請書」を各区の申請サポート窓口や市ウェブサイトを通じて入手し、必要事項を記入の上、添付書類とともに**郵送**で提出してください。

3 お問合せ先

(1) 横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター

【9時から19時まで。土日祝、12月29日から1月3日を除く。】

電話：0120-045-320、FAX：0120-303-464（耳の不自由な方のお問合せ用）

(2) 申請サポート窓口（各区役所にて申請書の記入などをサポート）

【9時から17時まで。土日祝、12月29日から1月3日を除く。】

※ 広報よこはま11月号に申請方法等を掲載しています。

※ 横浜市民生委員児童委員協議会11月理事会にて、同じ内容を情報提供させていただいています。

担当：健康福祉局総務課臨時特別給付金担当
吉田、高橋
電話番号：671-4754
FAX 番号：664-4739

【横浜市からの案内封筒】

令和4年11月発送



電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金(5万円/1世帯)のご案内

支給対象と申請の手続き

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

①非課税世帯

令和4年9月30日時点で
横浜市に住民登録があって
世帯全員の令和4年度※

「住民税均等割が非課税」の世帯

※令和3年1月1日から令和3年12月31日の
間に得た収入が対象

②家計急変世帯

申請日時点で横浜市に住民登録
があって、予期せず家計が急変
したことで収入が減少し、世帯
全員が**「住民税非課税相当」**の
収入となった世帯

下記3パターンに分かれます

A 「支給のお知らせ」が届く世帯

B 「確認書」が届く世帯

C 「申請書」の提出が必要な世帯

詳しくは裏面 ① へ

申請が必要です

横浜市ウェブページからダウンロード、
または区役所で書類を受け取り、
申請書を、添付書類と一緒に、郵送で
提出してください。

詳しくは裏面 ② へ

給付金の支給額

1世帯あたり**5万円**

申請期限(必着)

令和5年1月31日(火)

横浜市 緊急支援 給付金

検索



特設ページ

※①と②の場合であっても、世帯全員が住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されていないことが支給の条件です。

給付金の申請手続き

① 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

A 「支給のお知らせ」が届く世帯

- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、**10月19日**までに、**世帯主口座**で受給した世帯です。
- 記載内容に変更がない場合、**返信は不要**です。お知らせ記載の日に振込みます。

B 「確認書」が届く世帯

- ①住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、**世帯主口座以外**で受給した世帯、
②住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、10月20日以降に**世帯主口座**で受給した世帯、
③世帯の全ての方が令和4年1月1日以前から横浜市にお住まいの世帯です。
- 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で**返信**してください。

C 「申請書」の提出が必要な世帯

- 世帯の中に令和4年1月2日以降に市外から転入した方がいる世帯です。
- 横浜市ウェブページからダウンロード、または区役所で書類を受け取り、申請書を、添付書類と一緒に、**郵送**で提出してください。

② 家計急変世帯 (予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯)

- ①以外の世帯で、**令和4年1月～12月**の間に予期せず家計が急変した世帯に対する給付金です。
- 申請書類等は、横浜市ウェブページからダウンロード、または区役所で書類を受け取り、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。

お問合せ

横浜市
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
コールセンター

0120-045-320

受付時間:9:00～19:00 ※土日祝、12/29～1/3を除く
※受付日時は変更することがあります。

FAX番号:0120-303-464

(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付時間:月～金曜日 :9:00～17:00

※受付日時は変更することがあります。



自治会・町内会長

横浜市長 山中 竹春

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えた広報について（依頼）

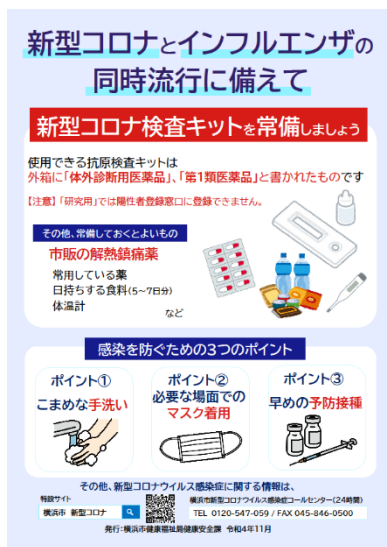
日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え様々な対策を進めているところであり、この度、①＜新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等の常備や感染予防対策の広報用チラシ＞及び②＜ワクチンの接種間隔短縮について掲載した「ワクチンニュース No18」＞を作成いたしました。

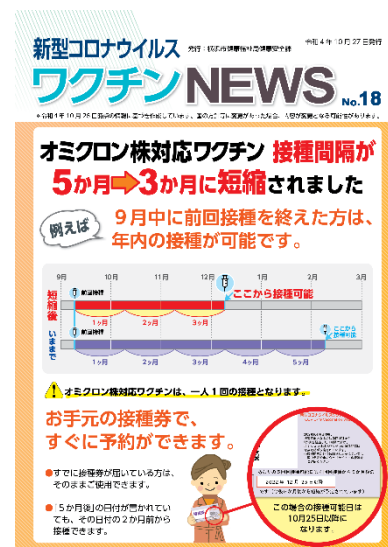
つきましては、これらについて周知を図るため、各自治会・町内会の掲示板へのチラシの掲出にご協力くださいますようお願いいたします。

チラシは両面印刷となっておりますが、掲出にあたりましてはそれぞれ下記の面を表にして掲出をお願いします。

①



②



担当

①について

健康福祉局健康安全部健康安全課
曽我・嶋野

電話 045 - 6 7 1 - 2 4 4 5

ファクス 045 - 6 6 4 - 7 2 9 6

kf-kansenkyouka@city.yokohama.jp

②について

健康福祉局健康安全部健康安全課

ワクチン接種調整等担当 鳥丸・鈴木

電話 045 - 6 7 1 - 4 8 4 1

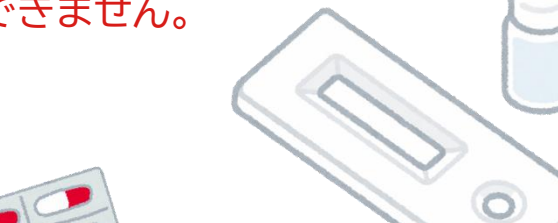
ファクス 045 - 6 6 4 - 7 2 9 6

kf-vaccine@city.yokohama.jp

新型コロナ検査キットを常備しましょう

【注意】「研究用」では陽性者登録窓口に登録できません。

録できません。



発行:横浜市健康福祉局健康安全課 令和4年11月

抗原検査キットについて

購入するときは、外箱の表示を確認してください。

医療用医薬品について

外箱に「**体外診断用医薬品**」の表示があります。

購入できる薬局はこちら



一般用医薬品について

外箱に「**第1類医薬品**」の表示があります。

インターネット等で購入可能です。
製品情報などについてはこちら



熱があるとき、どうしたらいいの？

次のいずれかに当てはまるものがありますか？

- (1) 65歳以上
- (2) 妊婦
- (3) 小学生以下のお子さま
- (4) 基礎疾患等の重症化リスク(※)がある方

※重症化リスクについては
特設サイトをご覧ください

熱がある..
コロナかも..



ない

検査キットで自己検査

陰性だったら

自宅等で療養

受診を希望される場合には、
電話診療・オンライン診療の
活用や、かかりつけ医の受診
もご検討ください。

常備があれば
すぐできる！

ある

医療機関を受診

事前に
連絡！

医療機関検索



陽性だったら

医療機関でどちらのチラシをもらいましたか？



神奈川県・横浜市から
連絡があります

「陽性者登録窓口」に登録をお願いします

登録は
こちら



・症状が悪化した場合の相談先(「コロナ119」)の
電話番号をお知らせします。



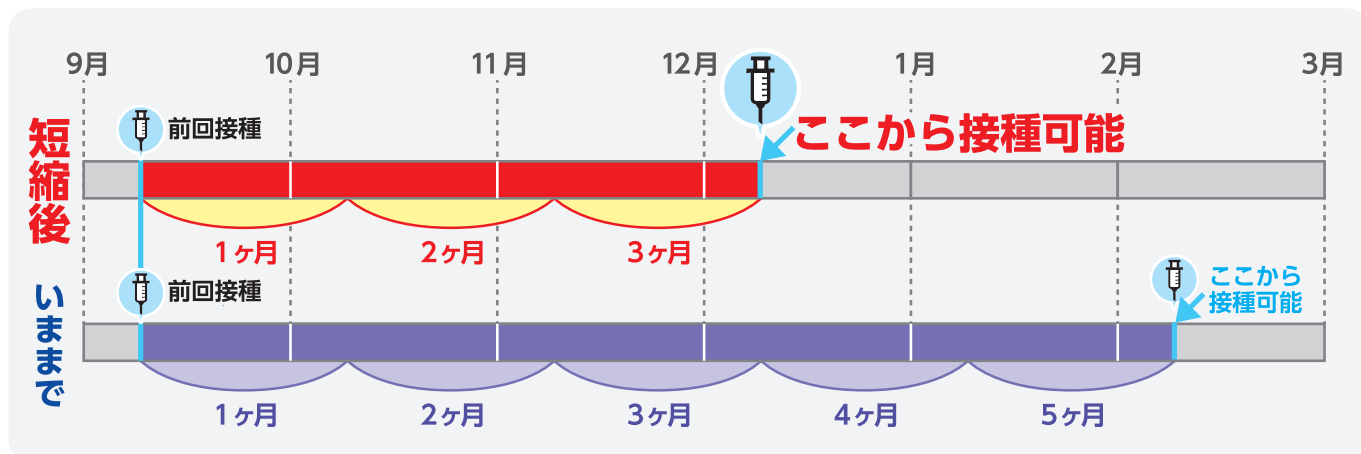
ワクチンNEWS No.18

*令和4年10月26日時点の情報に基づき作成しています。国の方針等に変更があった場合、内容が変更となる可能性があります。

オミクロン株対応ワクチン 接種間隔が 5か月⇒3か月に短縮されました

例えば

9月中に前回接種を終えた方は、
年内の接種が可能です。



！ オミクロン株対応ワクチンは、一人1回の接種となります。

お手元の接種券で、
すぐに予約ができます。

- すでに接種券が届いている方は、そのままご使用できます。
- 「5か月後」の日付が書かれていても、その日付の2か月前から接種できます。

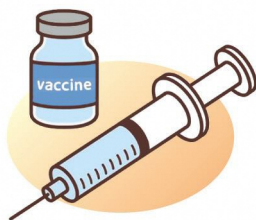


新型コロナウイルスワクチン
COVID-19 Vaccination Voucher

2022年9月16日現在、
接種可能となるのは前回接種から
5か月を経過した日以降ですが、
オミクロン株対応ワクチンの接種間隔は
今後短縮が予定されています。
※接種間隔がいつ短縮されるかについては
国の発表や市のウェブサイト・広報等をご確認ください。

あなたの5回目接種可能日は4回目接種から5か月後の
2022年12月25日以降
です（今後5か月後から短縮が予定されています）

この場合の接種可能日は
10月25日以降に
なります。



オミクロン株対応ワクチンとは

【接種の対象者】

従来ワクチンを2回以上接種した12歳以上の全ての方

【効果】

従来ワクチンと比較して、オミクロン株に対する重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、**感染予防効果や発症予防効果がそれぞれ強いことが期待されています。**

【副反応】

注射した部分の痛み、頭痛、疲労、発熱等がありますが、現時点で重大な懸念は認められないとされています。

今後の変異株に対して有効である可能性がより高いことも期待されています。



*厚生労働省 新型コロナワクチン Q&A 参照

**お早めの接種予約が
おすすめです**

接種間隔の短縮により、年内に接種の予約集中が予想されます。今後の流行拡大やインフルエンザとの同時流行に備えるためにも、早めの接種予約をご検討ください。



■ 予約方法

市が予約を受け付ける
接種場所

● 市予約専用サイト



● 市公式LINE



● 予約代行
郵便局(令和5年1月31日まで)・各区役所(ワクチン相談員)で実施

● 予約センター電話(毎日9時~19時)
0120-045-112

● FAX(耳の不自由な方専用)
045-550-4226

直接予約を受け付ける医療機関

医療機関により予約方法は異なります。

お問合せは **横浜市 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター**

☎ 0120-045-070 **FAX 050-3588-7191**
(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

【受付時間】 毎日9時~19時(電話のおかけ間違いにご注意ください) 【対応言語】 English、中文、한국어、Tiếng Việt、नेपाली、Português、Español、日本語

※こちらの電話、FAX番号はお問合せ専用です。予約はできませんのでご注意ください。

または 横浜市ウェブサイト 新型コロナウイルスワクチンについて(特設ページ)

横浜市 ワクチン接種



横浜市保健活動推進員の改選について

区連会 11 月定例会説明資料
令和 4 年 11 月 18 日
鶴見区福祉保健課

1 趣旨

現在委嘱している保健活動推進員の任期が、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了になります。そこで、次期の保健活動推進員を委嘱するため、各自治会町内会に 11 月下旬以降、保健活動推進員の推薦をお願いします。（改めて依頼をいたします。）

2 任期

2 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

※ ただし、再任を妨げません。

3 保健活動推進員の職務

「地域における健康づくり活動」を福祉保健センターと協力しながら実施していただきます。詳しくは「**横浜市保健活動推進員の活動**」を御覧ください。

4 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の 2 年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱日（令和 5 年 4 月 1 日現在）に、原則 78 歳未満の方

5 推薦依頼人数

各自治会町内会あたり 1 名以上を目安として、令和 4 年 10 月 1 日現員数を基準に各自治会町内会で推薦をお願いします。推薦にあたっては、必要に応じて各自治会町内会で、地区保健活動推進員会会長などと協議いただくようお願いいたします。

6 スケジュール

11 月 18 日	鶴見区自治連合会長会定例会で依頼（区福祉保健課）
11 月下旬～12 月上旬	<u>区長から各自治会町内会に推薦依頼</u>
5 年 2 月 24 日まで	<u>各自治会町内会から区長へ推薦名簿の提出</u>
3 月 15 日まで	区長から市長に推薦
4 月	4 月 1 日付で委嘱、鶴見区は 4 月 20 日に委嘱式を実施

7 委嘱式

令和 5 年 4 月 20 日（木）午後に委嘱式を開催予定です。詳細につきましては改めて御連絡いたします。

8 添付資料

横浜市保健活動推進員の活動

担当：鶴見区福祉保健センター
福祉保健課健康づくり係 角谷 林
TEL：045-510-1832

横浜市保健活動推進員の活動

【令和4年11月】

1 保健活動推進員とは

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱をします。地区単位や区単位で活動する地域の健康づくりの推進役で、行政の健康づくり施策のパートナーです。

2 保健活動推進員の活動内容

健康づくりを自ら実践するとともに、それを周囲の人に広め、地域全体で健康づくりに取り組んでいく活動を行っています。

【まずは】ご自身の健康づくりと周囲の方への働きかけをお願いしています

自分の健康づくり

①健康づくりについて基礎知識を身につける

②自分の健康状態を知る

例：研修の受講、健診・検診の受診等

③自ら正しい生活習慣を実践する

例：運動の習慣化等

周囲への働きかけ

④家族・知人に健康づくりを働きかける

例：研修内容を伝える、健診・検診への参加を呼び掛ける

地域での健康講座（学習会、講演会、体操教室）の案内等

【次に】地域のための活動をお願いしています

地域住民の健康づくり支援

⑤福祉保健センターと連携し、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行う

例：区福祉保健センターの健康づくり事業への協力

地域の健康課題やニーズを福祉保健センターへ発信

住民への健康情報の提供、啓発活動（タバコの害、健診・検診など）

【さらに・・・】ベテラン・リーダー的な推進員になったら

地域ぐるみで健康づくりを推進する風土づくり

⑥健康づくりを定着させる仕組みをつくる

例：持続的、自律的な活動とするための組織運営、組織づくり、担い手の育成

地域の課題解決に向けた活動、様々なグループと連携した活動の展開

3 横浜市保健活動推進員会の令和4年度の活動テーマ

重点取組テーマとして掲げた「重症化予防のための特定健診・がん検診の普及啓発」に加え、「ウォーキングポイント事業への協力と推進」「禁煙・分煙・受動喫煙防止の推進」「ロコモ対策の推進」「認知症について（理解と予防）」「歯科口腔保健の推進」「感染症予防に関する普及啓発」に取り組んでいます。

4 研修・表彰式

健康に関する知識や情報を得ていただくため、区や市で研修を実施します。永年にわたって活動していただいた方への勤続表彰等の制度があります。

自治会・町内会長 各位

横浜市長 山中 竹春

令和5・6年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

深秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、資源循環行政に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、各自治会・町内会の御推薦により地域においてご活躍いただいている環境事業推進委員の皆様の任期が、令和5年3月31日に満了を迎えることとなりました。

つきましては、次により次期推進委員の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

1 任期（委嘱期間）

令和5年4月1日から2年間（令和7年3月31日まで）

2 環境事業推進委員の主な活動

- （1）自治会・町内会と連携したごみ減量による脱温暖化に向けた3R行動の推進
- （2）自治会・町内会と連携した地域の清潔保持
- （3）環境事業に関する意見及び情報の提供等

3 推薦基準

- （1）自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- （2）3R行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方
- （3）ごみ集積場所において分別排出の普及啓発活動ができる方

以上を踏まえ、貴自治会・町内会から原則1名の御推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。

また、ご推薦の際は、ご本人への確認をお願いいたします。（再任可）

4 推薦書の提出期限

令和5年2月24日（金）までに、同封しました返信用封筒にて、資源循環局の各区収集事務所に推薦書（別紙）を送付願います。

5 その他

- （1）市連会11月定例会において、今回の依頼についてご説明いたしました。ご参考までにその資料を同封いたします。
- （2）**推薦人数、提出期限等についてのお問い合わせ・ご相談は、各区収集事務所で承ります。（各区収集事務所の連絡先は裏面をご参照ください。）**
- （3）これまで4月から5月頃に行ってきた委嘱式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催の可否を検討し、改めてお知らせします。

担当：横浜市資源循環局街の美化推進課
清野・片柳・中村 電話 671-3817

裏面あり

資源循環局各区収集事務所 一覽

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
鶴見事務所	230-0046	鶴見区小野町 39	(502) 5383
神奈川事務所	221-0036	神奈川区千若町 3-1-43	(441) 0871
西事務所	220-0055	西区浜松町 11-4	(241) 9773
中事務所	231-0812	中区錦町 11-2	(621) 6952
南事務所	232-0041	南区睦町 1-1-2	(741) 3077
港南事務所	234-0055	港南区日野南 3-1-2	(832) 0135
保土ヶ谷事務所	240-0025	保土ヶ谷区狩場町 355	(742) 3715
旭事務所	241-0005	旭区白根 2-8-1	(953) 4811
磯子事務所	235-0017	磯子区新磯子町 6	(761) 5331
金沢事務所	236-0003	金沢区幸浦 2-2-6	(781) 3375
港北事務所	222-0032	港北区大豆戸町 1238	(541) 1220
緑事務所	226-0018	緑区長津田みなみ台 5-1-15	(983) 7611
青葉事務所	225-0024	青葉区市ヶ尾町 2039-1	(975) 0025
都筑事務所	224-0064	都筑区平台 27-2	(941) 7914
戸塚事務所	244-0805	戸塚区川上町 415-8	(824) 2580
栄事務所	247-0013	栄区上郷町 1570-1	(891) 9200
泉事務所	245-0016	泉区和泉町 5874-14	(803) 5191
瀬谷事務所	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 548-2	(364) 0561

令和5・6年度 横浜市環境事業推進委員推薦書

自治会・町内会名	区	自治会・町内会
----------	---	---------

(ふりがな) 推進委員氏名	住 所 (町名からお書きください)	就任の別(※)
	TEL(極力、日中に連絡できる場所をお願いします)	
	TEL ()	新任 ・ 再任 昭和・平成・令和 年 ～ () 年
	TEL ()	新任 ・ 再任 昭和・平成・令和 年 ～ () 年
	TEL ()	新任 ・ 再任 昭和・平成・令和 年 ～ () 年
	TEL ()	新任 ・ 再任 昭和・平成・令和 年 ～ () 年
	TEL ()	新任 ・ 再任 昭和・平成・令和 年 ～ () 年
	TEL ()	新任 ・ 再任 昭和・平成・令和 年 ～ () 年

※ 新任・再任のいずれかに○印をお付けいただき、再任の方は、最初の就任年及び経験延べ年数についてもわかる範囲でお書きください。

◇ 推薦書に書ききれない場合には、各区収集事務所にご連絡いただければ必要枚数を送付いたします。
また、コピーしてお使いいただいても構いません。

横 浜 市 長

上記の方を環境事業推進委員に推薦いたします。

自治会・町内会長氏名

※事務所記入欄

受 付 日 : 令和 年 月 日

受付者 :

委嘱年月日 : 令和 年 月 日

令和 5・6 年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

1 趣旨

横浜市では、「ヨコハマ^{スリム}3R夢プラン」（横浜市一般廃棄物処理基本計画）に基づき、分別・リサイクルだけではなく環境に最もやさしいリデュース（発生抑制）の取組を進め、ごみと資源の総量を削減するとともに、脱温暖化を推進し、環境負荷の更なる低減を図ることで、豊かな環境を後世に引き継ぐことを目指しています。

環境事業推進委員の方々は、ヨコハマ^{スリム}3R夢プランを進めていくうえで、大変重要な役割を担っていただいております。

つきましては、令和 3 年度に委嘱しました環境事業推進委員の任期（2 年間）が満了となりますので、令和 5 年度に新たに委嘱する環境事業推進委員のご推薦をお願いいたします。

2 委嘱期間

令和 5 年 4 月 1 日から 2 年間（令和 7 年 3 月 31 日まで）

3 推進委員の主な活動（詳細は裏面のとおり）

- （1）自治会・町内会と連携した、ごみ減量による脱温暖化に向けた 3 R 行動の推進
- （2）自治会・町内会と連携した地域の清潔保持
- （3）環境事業に関する意見及び情報の提供等

4 推薦人数

各自治会・町内会から 1 名の推薦を基本としますが、推薦人数については地域の実情に応じ、柔軟に対応いたします。（再任可）

5 推薦基準

- （1）自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- （2）3 R 行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方
- （3）ごみ集積場所において分別の実践・啓発活動ができる方

6 推薦時期

令和 4 年 11 月下旬に、各自治会・町内会長に推薦依頼書をお送りいたしますので、令和 5 年 2 月 24 日（金）までに資源循環局の各事務所に推薦書をご返送願います。

7 委嘱式

これまで 4 月から 5 月頃に行ってきた委嘱式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催の可否を検討し、改めてお知らせいたします。

担当：横浜市資源循環局街の美化推進課
清野・片柳・中村 電話 671-3817

裏面あり

◆環境事業推進委員の活動内容

1 自治会・町内会単位の取り組み

項 目	内 容
ごみ集積場所における分別排出実践・啓発活動	各自治会・町内会区域内のごみ集積場所において、分別排出及びごみ出しマナーの普及啓発活動
3 R 活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動	・資源集団回収の更なる推進 ・家庭内及び地域イベント等での 3 R 行動の実践・啓発協力
地域清掃活動の推進	各自治会・町内会での地域一斉清掃等を継続的に実施するなどの取組を行う。
清潔できれいな街づくりの推進	区役所、自治会・町内会と連携して、不法投棄やポイ捨て防止等、街の美化にかかわる取組を行う。
地域への情報提供	地域住民へのごみ減量・3 R 活動を中心とした脱温暖化の取組・地域美化等に関することの情報提供等
住民からの相談と行政機関への連絡	地域での 3 R 行動や美化活動等に関する相談があった場合には、資源循環局事務所や区役所との連絡

2 区単位または地区連合単位での取り組み

- (1) 環境事業推進委員連絡協議会の活動
- (2) 街の美化推進等への参加・協力
- (3) 街頭クリーンキャンペーン（ポイ捨て防止キャンペーン）等への参加・協力
- (4) 研修会への参加
- (5) 他の地域団体との交流による協力体制づくり

◆横浜市環境事業推進委員の改選に伴う推薦事務日程

令和 5 ・ 6 年度を任期とする環境事業推進委員の推薦について、概ね以下のような日程で進めさせていただきます。

	日 程	会 議 等	内 容
令和 4 年	11 月 11 日 (金)	横浜市町内会連合会定例会	推薦依頼（家庭系対策部担当部長）
	11 月中旬	各区連合町内会定例会	推薦依頼 （各区資源循環局事務所長から推薦依頼及びご説明をさせていただきます。）
	11 月下旬	推薦依頼文書を発送	地域振興課配送ルートにより、各自治会町内会長あて送付させていただきます。
令和 5 年	2 月 24 日 (金)	推薦書の提出締切日	推薦書を各区資源循環局事務所あてに送付をお願いします。
	4 月以降	委嘱式	区ごとに開催

令和4年11月18日

自治会・町内会会長 様

横浜市鶴見区長 渋谷 治雄

第34期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております第33期スポーツ推進委員の任期が、令和5年3月末日をもって満了となります。2年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。

つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、第34期横浜市スポーツ推進委員（任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）候補者を、次のとおり御推薦いただきますようお願い申し上げます。

- 1 提出書類
横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）
- 2 提出期限
令和5年2月24日（金）
- 3 提出先
鶴見区役所地域振興課区民活動支援係
※消費生活推進員の推薦書と共に、返信用封筒にて御返送ください。
- 4 送付書類
 - (1) 第34期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について
 - (2) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
 - (3) 横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

《担当》

鶴見区役所地域振興課区民活動支援係 大垣

電話 045-510-1695

FAX 045-510-1892

電子メール

【組織アドレス】

tr-shogaigakushu@city.yokohama.jp

【個人アドレス】

ke00-ogaki@city.yokohama.jp

第 34 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

1 趣旨

横浜市のスポーツ振興のため、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の方々は、令和 5 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となります。

そこで、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に推薦を依頼します。

2 任期（委嘱期間）

2 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

3 職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第 2 条 抜粋）

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

4 推薦方法及び人員

自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、原則として自治会町内会から 1 名を推薦してください。

ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとします。

（人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等とご相談ください。）

5 推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※推薦にあたり、若い世代や女性の推薦について積極的にお願いします。

- (1) 18 歳以上の横浜市在住の方
- (2) 委嘱時（令和 5 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

6 依頼時期

11月下旬から12月上旬までに各区地域振興課から依頼文書を送付します。

7 提出書類

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

8 推薦報告書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和5年2月24日（金）
- (2) 提出先 各区地域振興課スポーツ推進委員担当

9 委嘱式

新型コロナウイルス感染症の情勢を考慮しながら、開催の可否を検討します。

10 配布資料

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

市民局スポーツ振興課 担当：にわ丹羽、

はぜもと
栢元

電話：671-3287

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
 - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
 - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - ② 地域の指導者として必要な研修事業
 - ③ 横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

【参考】

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年 6 月24日 法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成 20 年 3 月 31 日

規則第 36 号

（平 23 規則 74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
 - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
 - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-

区役所処理欄	担当者✓	確認者✓	通し番号
(受付) 令和 年 月 日			

第34期横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

鶴見区長

(推薦者職氏名)

自治会・町内会名

自治会・町内会長名

(フリガナ)		
氏 名		
新任・再任の別	33期末までの勤続年数 (再任者のみ)	令和5年4月1日現在の年齢
新任・再任 ☞再任者は右も記入	年 か月	歳
住 所		電話番号
〒 鶴見区		(自宅)
		(携帯)
Eメール		
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技		
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。		

被推薦者（推薦を受ける者）の同意について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。

☐ 推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

コロナ禍における地域活動推進費の活用事例について（情報提供）

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響などにより、以前のように活動ができていない自治会町内会が多いと思います。

そこで、令和 2 年度に御提示しました活用事例をもとに、改めてコロナ禍における地域活動推進費の活用事例をまとめましたので、情報提供いたします。当初計画していなかった内容でも、公益的活動を行う上で必要であれば、予算の範囲内で地域活動推進費をご活用いただけます。

（１） コロナ禍で中止・休止・縮小した活動

- | | | |
|------------|----------------|--------------|
| ・ 定例会などの会合 | ・ 清掃活動 | ・ 防犯活動 |
| ・ 盆踊り、お祭り | ・ 研修会 | ・ グラウンドゴルフ大会 |
| ・ 運動会 | ・ 地域イベント（遠足など） | ・ 高齢者の居場所づくり |
| ・ 防災訓練 | ・ 敬老会 | ・ 配食サービス |

（２） 上記の代わりに地域活動推進費を活用したもの

感染対策

- ・ アクリルパネル
- ・ CO₂ 濃度測定器、加湿器
- ・ 消毒液
- ・ 体温計
- ・ 網戸サッシ新設（換気用）

防災関係（町の防災組織活動費補助の対象は除く）

- ・ 防災用品の購入（タブレット、ポータブル蓄電池、簡易トイレ、備蓄品、発電機、防災無線機、各家庭配付用ヘルメット）
- ・ 地区の防災マニュアルの作成（全戸配布用）

ICT 関連

- ・ 町内会用パソコンの購入
- ・ パソコン教室の実施
- ・ Web 会議用カメラ、Wi-Fi ルーター、モニター等の購入

会館関係

- ・ 会館耐震診断の実施
- ・ 会館の小破修繕（会館整備費補助の対象工事は除く）

備品関係

- ・ ごみ集積場所のリニューアル
（ごみネット購入、清掃用具の一新）
- ・ テントの買い替え
- ・ 会館備品購入（机、椅子等）
- ・ 防犯カメラ購入（地域防犯カメラ設置補助の対象は除く）
- ・ 掲示板修繕
- ・ PC 用会計ソフト
- ・ 行事用備品
- ・ 屋内外で使用可能な音響備品
- ・ 防犯用腕章、帽子、ベスト購入
- ・ 空気清浄機
- ・ 除菌機能付き冷房

行事関係

- ・ ウォーキングイベント
- ・ 花火大会

※地域活動推進費の活用は、自治会町内会のみなさまでご相談いただき、適切に執行していただくようお願いいたします。

担当 鶴見区地域振興課

TEL 045-671-1687

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の実施について（依頼）

自治会町内会の皆様方におかれましては、日頃から市政・区政の推進に御協力いただきありがとうございます。

昨今、コロナ禍での自治会町内会活動は、感染対策を講じたうえでの実施や、やむなく中止とするなど大変苦慮されていることと思われます。そのような状況であっても、自治会町内会の皆様の知恵と工夫により、活動を継続していただき、深く感謝いたします。

自治会町内会がコロナ禍等を契機に、活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としても、それに対応した方向性を検討するためには、自治会町内会の状況把握や地域のニーズに寄り添うことが重要と考えています。

そこで、令和 2 年度に実施しました「自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」で、「行政からの依頼事項」に対し、61.1%の方が「負担だと感じるものがある」と回答いただいた中で、特に割合の多かった「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」について、自治会町内会長の皆様のお声をお聞かせください。

また、「委嘱委員の推薦」のうち、民生委員・児童委員につきましては、3 年に 1 度の一斉改選に伴い、今夏、皆様に候補者の選出に多大な御協力をいただきました。本アンケートの後段では、民生委員・児童委員の推薦事務等の実施状況や考えを伺い、今後の改善等を検討していきます。

お忙しい中、恐れ入りますが御協力よろしくお願いいたします。

1 対象者

単位自治会町内会長（2,849 名）

2 アンケート内容

別紙アンケート調査票の通り

3 アンケート回答方法

- ・横浜市電子申請・届出システム（調査票記載の二次元バーコードよりアクセス）
- ・同封の返信用封筒による調査票の郵送（返信先：市民局地域活動推進課）

4 回答期限

令和 5 年 1 月 4 日（水）

5 スケジュール

令和 4 年 11 月 11 日	市連会	アンケートを依頼
11 月 16 日～	各区区連会	アンケートを依頼
令和 5 年 1 月 4 日	回答期限	電子申請にて回答
		※郵送にて回答も可（返信用封筒を御活用ください）
1 月～3 月	集計・報告	

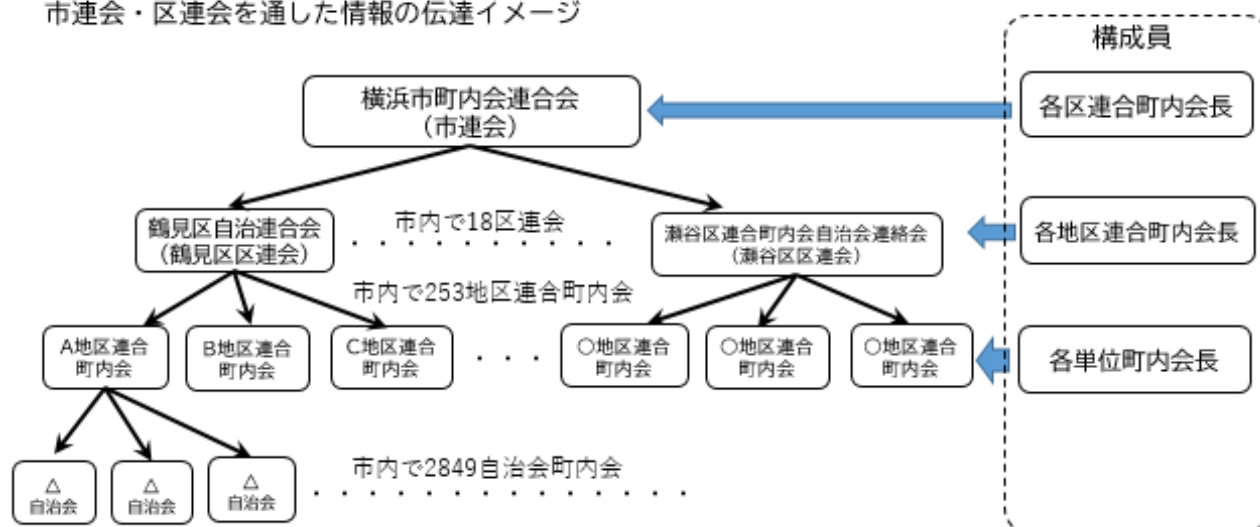
6 添付資料

- (1) 市連会区連会を通じた情報の伝達イメージ及び
令和 2 年度アンケート結果を踏まえた見直し等(参考)
- (2) アンケート調査票

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉
担当 市民局地域活動推進課 小河内、川口
電話 045-671-2317
電子メール sh-chiikikatsudo@city.yakohama.jp
〈民生委員・児童委員について〉
担当 健康福祉局地域支援課 柿沼、中澤
電話 045-671-4046
電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp

【参考】

市連会・区連会を通じた情報の伝達イメージ



【参考】 令和2年度自治会町内会アンケート結果を踏まえた見直し

- ・自治会町内会新しい活動スタイル応援事業（自治会町内会のDX支援）の実施
- ・自治会町内会館整備費補助制度の「耐震補強工事」補助を追加
- ・自治会町内会の加入促進動画の作成
- ・地域防犯カメラ補助制度における県への補助金交付に向けた働きかけ

【参考】 民生委員・児童委員について

○推薦事務見直し経過

- ・地区推薦準備会、区推薦会、市推薦会の開催から、地域における候補者の選出期間の確保を目的に、区推薦会を廃止（H22.12改選）
- ・地区推薦準備会推薦人の選出区分見直し・人数削減（H22.12改選）
- ・推薦準備会会議録の様式の簡素化（R元.12改選）

○候補者の年齢要件の見直し経過

- ・平成19年12月の一斉改選の結果等を踏まえ、平成20年12月から「概ね」という表現を用いて、年齢制限を緩やかにする要件緩和を実施
- ・その後、地域から「概ね」の範囲が曖昧なので削除してほしいとの意見が多く出されたことから、年齢要件を明確にするために、平成24年12月に「概ね」を削除

委嘱年月日	H17.12.1	H18.7.1 ～H20.7.1	H20.12.1 ～H24.12.1	H25.7.1以降
新任	原則 64歳まで 特例 65歳まで	原則 64歳まで 特例 <u>68歳</u> まで	原則 68歳まで 特例 <u>概ね 74歳</u> まで	原則 68歳まで 特例 74歳まで
再任/元職	74歳まで	74歳まで	<u>概ね 74歳</u> まで	74歳まで

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」調査票

自治会町内会の皆様方におかれましては、日頃から市政・区政の推進に御協力いただきありがとうございます。

昨今、コロナ禍での自治会町内会活動は、感染対策を講じたうえでの実施や、やむなく中止とするなど大変苦慮されていることと思われます。そのような状況であっても、自治会町内会の皆様の知恵と工夫により、活動を継続していただき、深く感謝いたします。

自治会町内会がコロナ禍等を契機に、活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としても、それに対応した方向性を検討するためには、自治会町内会の状況把握や地域のニーズに寄り添うことが重要と考えています。

そこで、令和2年度に実施しました「自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」で、「行政からの依頼事項」に対し、61.1%の方が「負担だと感じるものがある」と回答いただいた中で、特に割合の多かった「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」について、自治会町内会長の皆様のお声をお聞かせください。

また、「委嘱委員の推薦」のうち、民生委員・児童委員につきましては、3年に1度の一斉改選に伴い、今夏、皆様に候補者の選出に多大な御協力をいただきました。本アンケートの後段では、民生委員・児童委員の推薦事務等の実施状況やお考えを伺い、今後の改善等を検討していきます。

お忙しい中、恐れ入りますが御協力よろしくお願いいたします。

アンケートの御回答にあたってのお願い

- 「複数回答可」等と記載があるもの以外は、あてはまるもの1つに○をつけてください。
- こちらのアンケートは、自治会町内会長の皆様に御回答をお願いしておりますが、回答に当たっては、適宜、自治会町内会の役員の皆様にも御相談いただき、御回答いただいても構いません。
- 集計結果につきましては、各自治会町内会へ御報告させていただきます。

★スマートフォン等をお持ちの方は、是非「横浜市電子申請・届出システム」で御回答ください。右の二次元バーコードでリンクしますので、積極的な御活用をお願いいたします。なお、紙で御提出いただく際は、添付の返信用封筒を御使用ください。

二次元
バーコード

調査主体：横浜市役所 市民局 地域活動推進課(電話 045-671-2317/FAX 045-664-0734)
健康福祉局 地域支援課(電話 045-671-4046/FAX 045-664-3622)

お住いの区

区

1 自治会町内会(以下、自治会)及び会長の情報について教えてください。

(1) 自治会の加入世帯数

- ①～100 世帯 ②101～300 世帯 ③301～500 世帯 ④501～1000 世帯
⑤1001 世帯以上

(2) 会長の在職年数

- ① 1 年以下 ② 2～3 年 ③ 4～5 年 ④ 6～10 年 ⑤ 11～20 年 ⑥ 21～30 年 ⑦ 31 年以上

(3) 会長の御職業

- ①会社員・公務員 ②自営業 ③パートタイム・アルバイト ④無職

(4) 会長の年齢

- ①20 代以下 ②30 代 ③40 代 ④50 代 ⑤60 代 ⑥70 代 ⑦80 代 ⑧90 代以上

2 横浜市からの情報周知等について教えてください。

- (1) 横浜市から情報を皆様にお伝えをする際に、区連合町内会（以下、区連会）を通して、お伝えすることが多いですが、今後、区連会を通した横浜市からの情報周知等において、以下の種別の情報をどのような方法でお伝えすることが適切だと考えますか。

下の表の①～⑧の情報の種別について、それぞれA～C欄のいずれか1つに○をしてください。

情報の種別	A 資料＋説明が 適切	B 資料提供の みが適切	C 区連会の議題に なじまない
①生命・財産に関するもの (防災関係、コロナ関連情報等)			
②日常生活に密接に関わるもの (年末のごみ収集日程等)			
③市政・区政、施策の周知を目的とするもの (市の計画案内、市民意見募集等)			
④自治会町内会活動に関連するもの (補助事業の案内、先進的な活動事例等)			
⑤報告案件（年間のごみ収集量の報告などの 事業・計画の事後報告等）			
⑥行事等の告知のための回覧・掲示等による 周知依頼（ <u>市全体が</u> 範囲のもの）			
⑦行事等の告知のための回覧・掲示等による 周知依頼（ <u>区が</u> 範囲のもの）			
⑧地域の火災（消防）、犯罪発生状況（警察）			

- (2) 区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ（ワード、PDF 等）で活用していますか。

- (3) 今後、区連会を通じた情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様に負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- (4) 区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

3 自治会町内会のデジタル化の状況について教えてください。

- (2) (1) のデジタルツールの具体的な活用事例があれば教えてください。

(2) (1) で「①難しい」「②やや難しい」と回答した方に伺います。

選んだ理由としてあてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①行事がないことなどにより、地域の人材の情報がなく、候補者を探すことが難しかった
- ②委嘱委員の活動内容を、候補者にわかりやすく説明することが難しかった
- ③候補者選出までの期間が短かった
- ④地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった
- ⑤活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった
- ⑥委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑦委嘱委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑧引き受けてもよいという人はいたが、候補者の年齢要件により推薦できなかった
- ⑨その他 ()

(3) (1) で「①難しい」「②やや難しい」と回答した方に伺います。

候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①委嘱委員の業務内容説明資料の配付 ②自治会向け説明会
- ③広報（広報よこはま、市（区）ウェブサイト等）
- ④地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境
- ⑤委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減
- ⑥特になし
- ⑦その他 ()

(4) その他、候補者探しが最も困難とお感じになった委嘱委員や日頃から感じていることなどを御自由に御記入ください。

《このページからは、民生委員・児童委員の推薦事務改善に向けたアンケートになります》

令和４年一斉改選における民生委員・児童委員（以下、民生委員）候補者の推薦に御尽力いただきありがとうございました。御回答いただいた内容は、今後の推薦事務等改善の具体策を検討するための基本資料といたします。御協力を賜りますようお願いいたします。

6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について教えてください。

(1) 推薦状況について、あてはまるものに○をつけてください。

①全員推薦できた→6(2)へ ②一部推薦できた→6(3)へ ③推薦できなかった→6(3)へ

(2) (1) で「①全員推薦できた」と回答した方に伺います。

スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫された点や事例がありましたら、教えてください。

(3)「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦勞が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで○をつけてください。(3つまで回答)

- ①行事がないことなどにより、地域の人材の情報がなく、候補者を探すことが難しかった
- ②民生委員の活動内容を、候補者にわかりやすく説明することが難しかった
- ③候補者選出までの期間が短かった
- ④地域で民生委員の役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった
- ⑤活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった
- ⑥民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑦民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑧引き受けてもよいという人はいたが、民生委員の年齢要件（74歳以下）により推薦できなかった
- ⑨市から支給される活動費や民生委員としての会費負担について理解を得ることが難しかった
- ⑩特に苦労した点はなかった ⑪その他（

(4) 新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①日頃の地域活動で顔見知りの方に、直接声掛けをした
- ②自治会役員から、候補者の紹介があった
- ③現民生委員・近隣の民生委員・地区民児協会長から、候補者の紹介があった
- ④地域ケアプラザや区社会福祉協議会に相談した
- ⑤新任の候補者はいない ⑥その他（ ）

(5) 横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①区役所からの説明資料等の配布物 ②自治会向け説明会
③広報（広報よこはま、市（区）ウェブサイト等）
④区役所職員による個別相談および支援 ⑤特になかった
⑥その他（ ）

7 今後の推薦に向けたお考えについて教えてください。

(1) 候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで○をつけてください。(3つまで回答)

- ①横浜市が依頼している民生委員の業務を減らす
- ②社会福祉協議会が依頼している民生委員の業務を減らす
- ③自治会が依頼している民生委員の業務を減らす
- ④民生委員の活動をサポートする仕組みを地域の中で強化する
- ⑤民生委員としての会費負担を減らす
- ⑥民生委員の活動に対する支援（費用面、物品等の支援、研修等）を強化する
- ⑦民生委員の制度や活動について地域への広報を強化する
- ⑧60歳代以下の世代が参加しやすい活動環境（活動時間の見直し・オンライン参加等）を整備する
- ⑨候補者の年齢要件（74歳以下）を緩和する
- ⑩区社会福祉協議会、地域ケアプラザからの情報提供等候補者探しのサポートを強化する
- ⑪自治会以外の組織（マンション管理組合等）からの推薦を選択できるようにする
- ⑫その他（ ）

(2) 横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74 歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

- ①現状のままでよい ②年齢要件を緩和した方がよい
③「原則」74歳以下とし、例外を設けた方が良い ④年齢要件を撤廃した方がよい
⑤その他（ ）

(3) 推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①推薦準備会の開催方法について対面以外（書面決議、リモート会議など）も認めてほしい
- ②推薦準備会の推薦人数（５～１０人）を削減してほしい
- ③提出書類（履歴書・推薦準備会会議録等）を簡略化してほしい
- ④再任者の場合の手続を簡素化してほしい
- ⑤自治会以外の組織（マンション管理組合等）からの推薦も認めてほしい
- ⑥特に見直しは必要ない
- ⑦その他（ ）

①区役所からの説明資料等の配布物 ②自治会向け説明会

③広報（広報よこはま、市（区）ウェブサイト等）

④区役所職員による個別相談および支援

⑤民生委員の活動や欠員地区をサポートする仕組み

⑥特に期待する取組はない

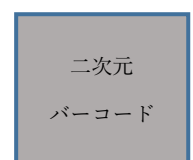
⑦その他（

(1) 自治会と民生委員の日ごろの関わりについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。
(複数回答可)

- ①地域の高齢者等の見守り活動を担っている
- ②災害時要援護者の見守りなど防災活動を担っている
- ③福祉的な悩み・課題等がある自治会会員からの相談先となっている
- ④自治会の定例会等で民生委員の活動について情報共有している
- ⑤自治会の役員を担ってもらっている
- ⑥自治会のおまつりなど行事の手伝いをしてもらっている
- ⑦拠点防災、防災訓練などに担い手として参加してもらっている
- ⑧その他（ ）

--

--





公益社団法人 鶴見法人会

地域振興助成事業 対象事業の募集

**“鶴見法人会は
地域を元気にする活動を
募集集中！ 応援します!!”**

※鶴見法人会事務局に

令和5年1月20日（金）迄に必着



**助成額
上限10万円**

対象活動

- ①講演会・各種広報啓発活動
- ②地域各種団体活動
- ③伝統芸能・地域特色文化活動

申請書類を下記QRコードからダウンロードしてお申し込み下さい。

<公益社団法人 鶴見法人会>

住所：横浜市鶴見区鶴見中央4-36-1 ナイス第2ビル5階

TEL：045-521-2531

FAX：045-503-2051

<http://www.tsurumi.or.jp>

E-mail: hojinkai@tsurumi.or.jp



公益社団法人 鶴見法人会 主催
地域振興助成事業 講演会



令和5年2月16日(木)

開場:午後5時20分 開演:午後5時50分

サルビアホール(JR鶴見駅東口)

鶴見区鶴見中央1-31-2 シークレイン4階ホール

「人生はユカイにロックンロール」

ロックミュージシャン・シンガーソングライター

ダイヤモンド☆ユカイ氏

プロフィール

佐野ブランド大使 とちぎ未来大使 あいちイクメンPR大使
1962年3月12日 東京生まれ。

1986年、伝説のロックバンド「RED WARRIORS」のボーカルとしてメジャーデビュー。

人気絶頂期の1989年わずか3年の活動で日本武道館公演を最後に解散。

その後、「ダイヤモンド☆ユカイ」として、ソロ活動を開始する。現在は音楽活動を中心に舞台・映画・バラエティー番組に出演するなど幅広く活動する。

私生活では47歳にして初めてパパになる。

2011年に自身の不妊治療と夫婦の愛と葛藤の日々を綴った「タネナシ。」を発刊し大きな反響を呼んだ。同年11月には双子の男の子も誕生し、現在1女2男の父親。

聴講無料

*座席の指定はお断りさせていただきます。

(公社)鶴見法人会では、鶴見区内において、スポーツ・歴史・文化・環境などに関する活動を通じた地域貢献を、積極的に行なっている団体・グループに対する「地域振興助成事業」として、助成金の交付を2013年より実施しております。

本年度も、諸団体への助成金交付式典終了後、ダイヤモンド☆ユカイ氏をお迎えしての記念講演を開催させていただきます。

問合せ先:(公社)鶴見法人会 事務局 TEL:045-521-2531 平日:午前9時~午後5時
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-36-1 ナイス第2ビル5階

☆往復ハガキにてお申込みください☆

「申込用往復ハガキ」記入内容

申し込み締切日:令和5年1月20日(金)到着分まで

*当否のご通知は、締切後2週間以内に発送させていただきます。

返信

お申込代表者様の
郵便番号・ご住所・
お名前をご記入ください。

2月16日 講演会参加申込

- ・郵便番号、ご住所
- ・お名前(フリガナ) ご年齢
- ・お名前(フリガナ) ご年齢
- ・参加人数 ○ 人
- ・お電話番号

往信

〒230-0051
横浜市鶴見区鶴見中央
4-36-1
ナイス第2ビル5階
公益社団法人
鶴見法人会 行

【こちらの面は、無記入】

- ◆往復ハガキ1通につき2名までお申し込みいただけます。参加される方のお名前全員をご記入ください。
- ◆車椅子でご来場の方は余白に「車椅子の利用有」とご記載ください。
- ◆お申込み欄に必要事項の記入漏れがある場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。
- ◆講演会当日、お手元に届いた返信ハガキを必ずご持参いただき、受付にご提示ください。
- ◆お申込み者の個人情報は、講演会終了後、一定期間厳重保管の上、法令に則って消去いたします。

鶴地振第 953 号
令和 4 年 11 月 18 日

自治会町内会会長 各位

横浜市鶴見区長 渋谷治雄

令和 5・6 年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、鶴見区内の安全で快適な消費生活の推進に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております令和 3・4 年度期横浜市消費生活推進員の任期が、令和 5 年 3 月末日をもって満了となります。2 年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。

近年、悪質商法等のトラブルは後を絶たず、それらを未然に防ぐために啓発活動を行う消費生活推進員の役割は、ますます重要なものとなっています。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、消費生活推進員の役割等主旨を御理解いただき、別添書類（資料 2）記載の基準に基づき、令和 5・6 年度横浜市消費生活推進員候補者を御推薦いただきますようお願い申し上げます。

1 提出書類

令和 5・6 年度横浜市消費生活推進員候補者推薦書

2 提出期限

令和 5 年 2 月 24 日（金）

3 提出先

鶴見区地域振興課区民活動支援係

※スポーツ推進委員の推薦書と共に、返信用封筒にてご返送ください。

4 送付資料

- (1) 資料 1 令和 5・6 年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）
- (2) 資料 2 令和 5・6 年度横浜市消費生活推進員 推薦の詳細について
- (3) 資料 3 横浜市消費生活推進員推薦の流れ
- (4) 資料 4 令和 5・6 年度横浜市消費生活推進員候補者推薦書
- (5) 資料 5 横浜市消費生活推進員を募集します（チラシ）

お問い合わせ先
鶴見区地域振興課区民活動支援係
塩田、穂元
電話 510-1692 FAX510-1892

経 消 第 660 号
令和 4 年 11 月 1 日

自治会町内会会長 各位

横 浜 市 長

令和 5 ・ 6 年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市消費生活推進員は、各自治会町内会長の方々をはじめとする皆様の御協力のもとで、地域における「安全で快適な消費生活の推進」のため、活動していただいておりますが、令和 3 ・ 4 年度委嘱の方々の任期が令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、令和 5 ・ 6 年度も引き続き、横浜市消費生活推進員活動事業を実施いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、貴会からの消費生活推進員への推薦につきまして、格別の御支援、御協力をいただきますよう、御依頼申し上げます。

担当 経済局消費経済課 本田、長岡、谷藤
電話 6 7 1 - 2 5 8 4
F A X 6 6 4 - 9 5 3 3

令和5・6年度横浜市消費生活推進員 推薦の詳細について

1 趣 旨

横浜市では、消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的として、横浜市消費生活推進員を「推薦」と「公募」により募集いたします。

なお、区によっては推薦や公募をしない場合もあります。

このうち「推薦」について、自治会・町内会等からの御推薦をお願いするものです。

2 任 期

- ・1期2年で市長から委嘱を受けて活動します。

- ・今回の募集は令和5年4月から令和7年3月までが任期となります。

- ・再任は2回までです。ただし、後任者が不在である場合や、消費生活推進員活動の運営上、再任が適切である場合など、必要と認められる場合は、3回以上再任されることがあります。

3 消費生活推進員とは

横浜市消費生活推進員は、次の活動を行います。

(1) 地区活動

原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として以下のような活動を行います。

活動分類	内 容	実施回数
消費生活に関する 知識・情報の地域 への普及啓発活動	消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座等の開催 や地域の見守り活動への参加	年2回以上
	上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催	実施回数は任意 (地区の実情に より実施)
	環境に配慮した購買行動の推進	
	情報紙の発行・回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動	
消費者と事業者の 交流促進	商店街・メーカー等との意見交換・懇談会	

(2) その他

ア 推進員相互の情報交換等

イ 研修への参加

ウ 市が行う消費者行政に対する協力

4 募集対象者

令和5年4月1日現在、18歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。

5 推薦用紙の配布について

推薦用紙は11月下旬から12月上旬にかけて区役所地域振興課から送付します。

6 推薦書の記入について

自治会町内会名及び会長名を御記入の上、候補者本人に用紙をお渡しいただいて、太枠内の候補者欄は候補者本人が御記入いただくようお願いいたします。

御記入いただいた個人情報、会員相互の連絡用名簿として作成し、自治会町内会及び令和3・4年度消費生活推進員(新旧事務引継ぎのため)にも、情報提供させていただきますので御了承ください。横浜市消費生活推進員事業にかかわること以外の利用はいたしません。

7 提出期限

令和5年2月24日(金)までに区役所地域振興課まで御提出下さい。

自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へ御相談下さい。

8 委 嘱

令和5年4月以降、区が開催する委嘱式等の場で、委嘱状を交付します。

9 そ の 他

活動内容の詳細については、横浜市消費生活推進員募集チラシをご覧ください。

横浜市消費生活推進員 推薦の流れ

時期	ご依頼事項	
11 月 下旬	連合会町内会	* 各自治会町内会長に説明及び候補者推薦書の配布をお願いいたします。
12 月 ～ 2 月末	①自治会町内会	* 候補者の選出 ⇒ 候補者の事情等にご配慮いただき選出をお願いします。 (2人以上の場合は用紙を区役所地域振興課に請求願います) * 候補者推薦書に自治会町内会名、会長名の記入 ・候補者が見つからない場合は、現消費生活推進員に候補者の紹介を依頼することができます。 ・現消費生活推進員から直接、自治会町内会長に候補者の紹介がある場合もあります。
	②候補者	候補者が候補者推薦書の必要事項を記入
	③自治会町内会	* 候補者推薦書を、区役所地域振興課にご提出願います。 締切：令和5年2月24日(金) (自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へ御相談下さい)
3 月 下旬～	区地域振興課	とりまとめ、委嘱式等の通知

提出・お問合せ先

鶴見区 地域振興課 消費生活推進員 担当

住所：鶴見区鶴見中央 3-20-1

電話：510-1692 FAX:510-1892

令和5・6年度 横浜市消費生活推進員候補者推薦書

(候補者本人記入欄)

ふりがな						
氏名						
住所	〒 横浜市					
電話番号						
新任・再任 の別	☐ 新任	初めて				
	☐ 再任	過去の在任時期を分かる範囲でご記載ください				
		☐ 1 期目	(令和・平成	年	～	年)
		☐ 2 期目	(令和・平成	年	～	年)
		☐ 3 期目	(令和・平成	年	～	年)
	☐ それ以上 (期目)	(令和・平成	年	～	年)	
年代	☐ 18歳～20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳以上					
個人情報 は、次の目的でのみ利用し、それ以外の利用はいたしません。 ・消費生活推進員関連業務 ・会員相互の連絡用名簿 ・自治会町内会及び令和3・4年度消費生活推進員（新旧事務引継ぎのため）へ情報提供						

令和 年 月 日

(提出先)

横 浜 市 長

上記の方を横浜市消費生活推進員に推薦します。

(自治会町内会長記入欄)

自治会町内会名	
地区名	
会 長 氏 名	
候補者が 3期目以上の場合 その理由	☐ 後任者が不在である ☐ その他（ ）

提出・問合せ先

鶴見区 地域振興課 消費生活推進員 担当

住所:千鶴見区鶴見中央3-20-1

電話:510-1692 FAX:510-1892

提出締切:令和5年2月24日(金)

令和5・6年度 横浜市消費生活推進員を募集します

横浜市では、地域における安全で快適な消費生活を推進してくださる方を、消費生活推進員として市長が委嘱しています。



(C) YUKI ISHII

こんなこと
聞いたこと
ありませんか？

損害保険で
住宅の修理が
できるって？

1回だけの
お試しのつもり
だったのに

3万円の
トイレ修理が

注文していない
カニが届いた！

消費者被害が増えています！

買い物をして、料理をして食事する。スマートフォンを使いこなし、旅行を楽しむ。

「消費生活」は人の暮らしそのものですが、商品やサービスの内容が複雑になり、消費者トラブルが次々に発生しています。

皆さんの見守りや声かけ・啓発活動で、消費者トラブルを未然に防ぎましょう。

消費生活推進員の活動は？

- ◆ 市や区役所で開催する研修などで、消費生活の知識や悪質商法の手口、地域の見守り活動のポイントについて学びます。
- ◆ 高齢者等の集まりで、悪質商法未然防止などの出前講座を開きます。
- ◆ 区のイベントへの出展や情報紙を発行して、消費生活情報を地域にお知らせします。
- ◆ 環境配慮の学習会、施設見学、商店街・農家との意見交換を行い、消費生活に関する理解を深め、地域に情報を伝えます。
- ◆ 困っている方を、消費者トラブルの相談窓口である「横浜市消費生活総合センター」へつなぎます。



消費生活推進員のハマ子さん

ある日

ご近所の一人暮らしのおばあちゃん、最近大きな荷物がよく届くわ。でも…声をかけるのは面識がないし。
民生委員さんに相談してみようかしら。

①

数日後

この間連絡をくれたおばあちゃん、つぎつぎにお布団が届いて困っていたの。あなたに教えてもらった**消費生活総合センター**を案内したら、相談して解決することができましたよ。

② 民生委員さん

そうだ！

来月、町内会の茶話会で、悪質商法の手口や被害に遭わないためのポイントについて、啓発講座をさせてもらおうかしら。

③

後日談

啓発講座をやって私自身も消費者トラブルに遭わない知恵がついたわ。地域活動が健康寿命を延ばすともいうし…お仲間もできて、とても楽しくなってきたわ♪

④

令和4年度 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



目 的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

実 施 期 間

令和4年12月1日（木）～12月31日（土）の1か月間

スローガン

STOP! 飲酒運転

乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者

運動の重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
- 3 ハンドルキーパー運動の推奨



◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態 様	懲 役	罰 金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 ※ (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 ※ (0.15mg以上 0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼気検査拒否	3ヶ月以下	50万円以下	—

※呼気1ℓ当たりのアルコール濃度

◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

態 様	懲 役	罰 金
車両の提供	酒 酔 い	5年以下 100万円以下
	酒 気 帯 び	3年以下 50万円以下
酒類の提供	酒 酔 い	3年以下 50万円以下
	酒 気 帯 び	2年以下 30万円以下
同 乗 者	酒 酔 い	3年以下 50万円以下
	酒 気 帯 び	2年以下 30万円以下

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年9月末
全事故件数	9,596	8,398	7,398	7,883	5,416
死 者 数	57	50	48	36	21
死 亡 率	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4
うち酒気帯びによる事故件数	46	33	26	33	19
死 者 数	1	1	0	0	1
死 亡 率	2.2	3.0	0.0	0.0	5.3

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- ・「運動の重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、地域の実態に即した交通安全活動を積極的に推進します。
- ・ 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- ・ 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
- ・ 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- ・ 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
- ・ 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転を知りながら車両や酒類を提供したり同乗したり等の行為に対する捜査を厳正に行います。
- ・ 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。

交通安全協会

- ・ キャンペーンやイベントなどの開催により、飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- ・ ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

教育関係

- ・ 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底します。
- ・ 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道路管理者・鉄道事業者

- ・ 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

地域

- ・ 飲酒運転の危険性、悪質性、責任の重大性を認識しましょう。
- ・ ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを周囲と話し合い、「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- ・ 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ合い注意し合いましょう。
- ・ 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。
- ・ 飲食店と協力して地域ぐるみでハンドルキーパー運動に取り組みましょう。

横浜市交通安全対策協議会

（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話 045（671）2323

令和4年度 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目 的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける活動を通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

実 施 期 間

令和4年12月11日（日）～12月20日（火）の10日間



スローガン

知らせ合う 早めのライトと 反射材
無事故で年末 笑顔で新年

運動の重点

1. 横断歩行者（特に高齢者）の交通事故防止
2. 二輪車の交通事故防止
3. 飲酒運転の根絶



◇◇ 令和4年9月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分		交 通 事 故						二 輪 車		自 転 車		歩 行 者		高 齢 者	
		発 生 件 数	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	負 傷 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比
横	鶴 見 区	499	117	2	1	558	123	2	1	0	0	0	0	0	0
	神 奈 川 区	258	-107	2	1	280	-136	1	0	0	0	1	1	0	0
	西 区	177	9	1	1	199	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	中 区	263	-66	1	-2	295	-78	0	0	0	0	1	-2	0	-1
	南 区	246	-33	2	2	275	-44	0	0	1	1	1	1	1	1
	港 南 区	324	0	2	2	393	16	0	0	0	0	2	2	1	1
浜	保 土 ケ 谷 区	336	19	0	-2	388	23	0	0	0	-1	0	0	0	-2
	旭 区	386	3	0	0	441	-18	0	0	0	0	0	0	0	0
	磯 子 区	232	-39	1	-2	268	-45	0	-2	0	0	0	-1	0	-1
	金 沢 区	370	-43	1	0	416	-49	1	1	0	0	0	-1	0	0
	港 北 区	347	0	1	0	379	-11	0	0	1	1	0	0	1	0
	緑 区	262	-18	3	2	296	-31	2	2	0	0	0	0	0	-1
市	青 葉 区	399	-33	0	-1	459	-28	0	-1	0	0	0	0	0	0
	都 筑 区	307	-22	2	0	352	-23	1	1	0	-1	1	0	1	0
	戸 塚 区	368	-98	1	-2	403	-124	1	0	0	0	0	0	0	-1
	栄 区	140	-13	0	0	171	-1	0	0	0	0	0	0	0	0
	泉 区	208	22	0	-2	228	14	0	-1	0	-1	0	0	0	-2
	瀬 谷 区	294	28	2	1	323	26	0	0	1	1	1	0	1	0
計		5,416	-274	21	-1	6,124	-385	9	2	3	0	7	0	5	-6

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組



共通事項

- ・「運動の重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、地域の実態に即した交通安全活動を積極的に推進します。
- ・運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。



横浜市・区

- ・地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の実施について計画し、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- ・各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- ・衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車(略称:サポカー)の普及啓発等を図ります。
- ・自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。

警察

- ・交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- ・子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- ・関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- ・反射材の視認効果や、有効な使用方法の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- ・交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進します。



交通安全協会

- ・キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
 - ・交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全のひとこえ運動」を推進します。
 - ・ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけるなど飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- ※ ハンドルキーパー運動とは・・・「自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動のことです。



教育関係

- ・夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、校外指導を強めます。
- ・自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。



道路管理者・鉄道事業者

- ・交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールを強化します。
- ・道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

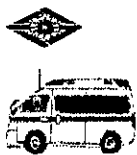
- ・夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。
- ・歩行者の危険な横断や自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- ・事故を起した時の責任の重大さなどについて周囲の人と話し合いましょう。
- ・飲酒を伴う会合や飲酒が予想される場合の外出は車両で出かけないようにお互いに声をかけ合い、注意し合いましょう。



横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323



令和4年11月18日

鶴見消防署 インフォメーション



⚠ 電気火災に注意しましょう ⚠

特にリチウムイオン電池からの火災が増えています。膨張、異音、異臭などの異常が生じたものを使用するのはやめましょう。
また、廃棄する場合は、ごみ回収方法をよく確認し、可燃物ごみや不燃ごみに混せて廃棄するのは、絶対やめましょう。

(令和4年1月1日～10月31日昨年同期比較)

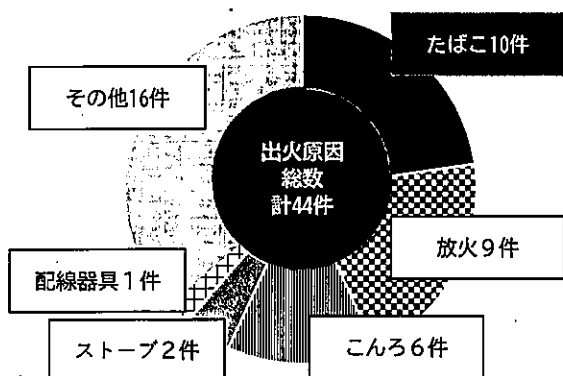
◆ 鶴見区内の災害・救急概況

年別 区分		R4年	R3年	増△減
火災 種類	火災件数	44	43	1
	建物	23	29	△6
	林野	0	0	0
	車両	6	7	△1
	船舶	0	0	0
損害 程度	その他	15	7	8
	焼損面積(㎡)	96	1,583	△1,487
	死者	1	1	0
	負傷者	6	6	0
主な 火災 原因	たばこ	10	10	0
	放火(疑い含む)	9	8	1
	こんろ	6	9	△3
	ストーブ	2	1	1
	配線器具	1	1	0
救急 種類	その他	16	14	2
	救急件数	15,011	12,619	2,392
	急病	10,821	8,879	1,942
	交通事故	644	596	48
	一般負傷	2,413	2,077	336
救急 種類	その他	1,133	1,067	66

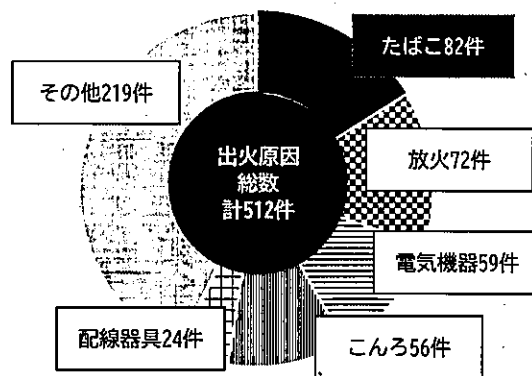
◆ 横浜市内の災害・救急概況

年別 区分		R4年	R3年	増△減
火災 種類	火災件数	512	581	△69
	建物	335	388	△53
	林野	0	0	0
	車両	54	49	5
	船舶	0	2	△2
損害 程度	その他	123	142	△19
	焼損面積(㎡)	3,898	8,252	△4,354
	死者	12	15	△3
	負傷者	77	93	△16
主な 火災 原因	たばこ	82	91	△9
	放火(疑い含む)	72	94	△22
	電気機器	59	47	12
	こんろ	56	83	△27
	配線器具	24	21	3
救急 種類	その他	219	245	△26
	救急件数	200,998	169,070	31,928
	急病	143,762	117,546	26,216
	交通事故	7,280	7,148	132
	一般負傷	34,892	30,112	4,780
救急 種類	その他	15,064	14,264	800

区内



市内



2022年度全国統一防火標語 お出かけは マスク戸締り 火の用心

住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします！

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。



「ヒートショック」に注意しましょう！

「ヒートショック」とは？

「暖かい部屋から寒い部屋への移動など温度の急な変化によって血圧が変動し、身体がダメージを受けること」を指します。

「ヒートショック」はこうして起こる

入浴事故と血圧の変動は深く関係しています。

- 1 寒い脱衣室で服を脱ぐと血管が収縮し、血圧が上昇する。
- 2 寒い浴室に入り、さらに血圧が上昇する。
- 3 お湯に浸かると血管が拡張し、今度は急激に血圧が低下する。

「ヒートショック」対策

ヒートショックのリスクが高い入浴時は特に注意！

- 1 湯はり時に浴室を暖める
- 2 脱衣所も温めておく
- 3 湯温の設定は41度以下に
- 4 入浴前、家族に一言かける
- 5 入浴前に水分を取る
- 6 かけ湯をしてから入る
- 7 お湯に浸かるのは10分以内



鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

1 罪種別認知状況

年 別	罪 種 別	凶 悪 犯				粗 暴 犯				窃 盗 犯			知能犯		風俗犯		そ の 他	合 計
		殺 人	強 盗	放 火	強 制 性 交 等	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺	そ の 他	わ い せ つ	そ の 他		
令和4年 10月末		3	2	0	5	24	36	4	2	26	229	291	61	2	19	0	118	822
令和3年 10月末		1	2	1	2	16	23	3	0	61	195	294	51	11	21	0	118	799
前年比		+2	0	-1	+3	+8	+13	+1	+2	-35	+34	-3	+10	-9	-2	0	0	+23



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺

年 別	手 口 別	侵 入 盗						乗 物 盗				非侵入盗								合 計
		空 き 巣	忍 込 み	出 店 荒 し	事 務 所 荒 し	そ の 他	小 計	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	小 計	車 上 ね ら い	ひ つ た く り	自 動 販 売 機 ね ら い	万 引 き	部 品 ね ら い	そ の 他	小 計		
	令和4年 10月末	6	2	3	4	11	26	8	19	202	229	34	0	0	97	16	144	291	546	
	令和3年 10月末	10	10	10	10	21	61	8	21	166	195	32	1	2	98	35	126	294	550	
	前年比	-4	-8	-7	-6	-10	-35	0	-2	+36	+34	+2	-1	-2	-1	-19	+18	-3	-4	

特
殊
詐
欺
(旧振り込め詐欺)

59

36

+23

特殊詐欺被害総額 121,249,013円

キャッシュカード詐欺盗被害…5人 7,154,200円

警察官や銀行協会職員、デパート店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害…23人 45,947,000円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害…10人 36,579,000円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害…19人 30,293,813円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺…2人 1,275,000円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

*数値は暫定値です。

地域安全情報

鶴見警察署
生活安全課
防犯少年係

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和4年 10月末	令和3年 10月末	前年比	令和4年 10月末	令和3年 10月末	前年比	令和4年 10月末	令和3年 10月末	前年比	令和4年 10月末	令和3年 10月末	前年比
総数	546	550	-4		1	-1	6	10	-4	202	166	+36
朝日町	3	4	-1			0			0	2	3	-1
安善町	2		+2			0			0			0
市場上町	4	4	0			0			0	4		+4
市場下町	2	7	-5			0			0	2	5	-3
市場西中町	2	2	0			0			0	1		+1
市場東中町	3	4	-1			0			0	2	1	+1
市場富士見町	6	3	+3			0			0	2	1	+1
市場大和町	5	3	+2	1	-1				0	2	1	+1
潮田町	12	4	+8			0			0	4	3	+1
江ヶ崎町	14	5	+9			0			0	6	2	+4
小野町	3	5	-2			0			0	3	4	-1
堀西町	5	6	-1			0			0	5	1	+4
上末吉町	22	15	+7			0	1		+1	9	5	+4
上の宮町	4	3	+1			0			0	2	1	+1
寛政町	1	1	0			0			0	1		+1
岸谷町	10	13	-3			0		1	-1	4	3	+1
北寺尾町	14	20	-6			0	1	1	0	2	4	-2
駒岡町	30	44	-14			0			0	7	12	-5
栄町通	9	3	+6			0			0	6	2	+4
汐入町	2		+2			0			0	1		+1
獅子ヶ谷町	16	6	+10			0		1	-1	2		+2
下野谷町	7	12	-5			0			0	3	4	-1
尻手町	21	24	-3			0			0	11	3	+8
下末吉町	23	32	-9			0		1	-1	12	13	-1
末広町	2		+2			0			0			0
菅沢町	6	2	+4			0			0	4	1	+3
諏訪坂町	2	1	+1			0			0	1		+1
大黒町	1	2	-1			0			0			0
大黒ふ頭町	9	6	+3			0			0			0
大東町	2	1	+1			0			0		1	-1
佃野町	9	5	+4			0			0	3	2	+1
鶴見町	6	1	+5			0			0	5	1	+4
鶴見中央町	102	96	+6			0	2	1	+1	35	25	+10
寺谷町	3	5	-2			0			0	1	2	-1
豊岡町	34	39	-5			0			0	9	9	0
神通町	6	8	-2			0			0	5	4	+1
空麦町	20	25	-5			0			0	10	9	+1
浜町	3	2	+1			0			0	2	2	0
馬場町	6	28	-22			0		3	-3	1	11	-10
東寺尾町	18	18	0			0	2		+2	2	5	-3
東寺尾北台町	2	2	0			0			0		1	-1
東寺尾中台町	3	6	-3			0			0	3	3	0
東寺尾東台町	2	3	-1			0			0	1	2	-1
平安町	8	-20	-12			0			0	5	4	+1
弁天町		1	-1			0			0		1	-1
本町通	13	6	+7			0			0	6	1	+5
三ツ池公園	1	1	0			0			0			0
向井町	6	6	0			0			0	3	3	0
元宮町	28	21	+7			0		1	-1	2	3	-1
矢向町	34	25	+9			0		1	-1	11	8	+3

※数値は暫定値です

交通事故発生状況

令和4年11月
鶴見警察署 交通課

10月末概数

管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
4年	540	2	14	592	606
3年	450	1	25	481	506
増減数	90	1	-11	111	100
増減率	20.0%	100.0%	-44.0%	23.1%	19.8%

県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
4年	17,209	85	19,853
3年	17,438	112	20,201
増減数	-229	-27	-348

管内発生状況 (9月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
4年	41	0	0	48	48
3年	68	0	4	67	71
増減数	-27	0	-4	-19	-23

エコドライブで事故防止！
環境負荷の軽減に配慮し
安全・安心な運転に
ご協力をお願いします

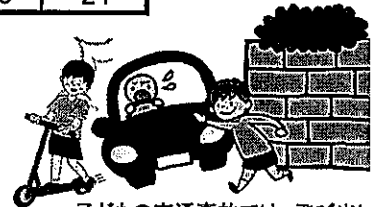
以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
4年	52	45	2	37	26	16	46	286	30
3年	48	54	6	19	12	14	23	250	24

曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
4年	56	67	87	71	92	87	80
3年	46	65	70	65	62	89	53



子どもの交通事故では、飛び出しのほか、キックボード使用等の交通事故もあります。ご家庭での交通指導をお願いします！

時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
4年	12	8	19	53	79	57	64	59	76	70	27	16
3年	8	5	12	44	74	56	41	56	59	59	27	9

町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	駒岡	矢向	東寺尾	生麦	下末吉	北寺尾
4年	63	56	36	36	35	33	27
3年	62	46	38	18	25	37	9

※ 当月累計の多発順を元に掲載しています。常に発生が多い地区ではありません。

事故類型別

	車両同士						人対車両		
	車両単独	正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	列車
4年	54	6	84	92	99	108	40	57	0
3年	29	8	78	57	89	105	44	40	0

関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
4年	34	171	161	181
3年	33	147	130	154

反射材普及強化旬間

11月7日から11月17日

夕暮れ時は、車の運転手から歩行者が見えにくくなります。明るい色の服装を着るのも効果的ですが、反射材を身に着けるとさらに遠いところからでも発見されやすくなり、事故に遭いにくくなります。



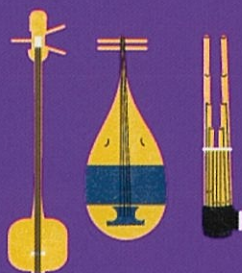
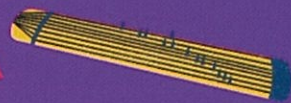
鶴見警察署
マスコットキャラクター
かける&まい

主催 鶴見区文化協会

共催 鶴見区役所

第43回

鶴見区民文化祭協賛事業



2022年 12月4日 (日)

開場 12:00

開演 12:30

終演予定 16:10頃

第32回 邦楽百華

第36回 邦楽のつどい

～日舞・箏曲（生田流・山田流）・長唄・雅楽～

【出演】

鶴見邦楽連盟会員

【ご連絡先】

鶴見邦楽連盟事務局

Tel & fax

045 (575) 6419

【チケット】

前売り 2,000円 / 当日 2,500円

入場券は出演者からもお求めいただけます

《司会》

唐沢美智子

《舞台》

菊屋楽器店

日本舞踊大道具小道具

田中

鶴見邦楽連盟

鶴見区に縁のある邦楽を継承し携わる会員が集う会です。
日本舞踊、箏曲（生田流・山田流）、長唄、雅楽、尺八を
継承する会員がおります。

神奈川県文化芸術助成事業

2020年度 文化庁文化芸術活動継続支援事業

2021年度 文化庁補助事業「AFF」

採択

【会場】

横浜市鶴見区民文化センター
サルビアホール4階



〒230-0051

横浜市鶴見区鶴見中央1-31-2

シークレイン内

【アクセス】

JR京浜東北線 鶴見駅東口より徒歩2分

京急鶴見駅西口より徒歩2分

第32回 邦楽百華

1、箏曲「舞踏曲」

宮城道雄 作曲

一箏/上岡歩美、川崎風優香

二箏/江藤由理奈、石山由理、竹平晃子

三箏/永安史樹

十七絃/中島美佐緒

2、日舞

長唄「月の宿」

杵屋寿治 作曲/古来希成 作詞

藤間流 玉垣伸子



3、箏曲「からかさ舞台」

宮城道雄 作曲/葛原しげる 作詞

本手/川崎天歌、千葉更紗、岡田彩希

替手/鎌田美穂子

4、箏曲「雪の雲」

宮城道雄 作曲/大和田建樹 作詞

一箏/城ひかり

二箏/片岡由紀

5、日舞

長唄「京の四季」

作曲者 不明/中島棕隠作詞

藤間流 小泉秋乃

第36回

邦楽のつどい

(13：45頃)

1、雅楽

「壹越調」音取

「賀殿急」

横浜雅楽会



2、日舞

長唄シンフォニー「鷺娘」

斎藤恒雄 編曲

藤間淑加

3、箏曲「湖月綺譚」

神坂真理子 作曲

箏I 傍島香緒里

箏II 藤井礼子

十七絃 平原愛香



4、日舞

長唄「都風流」

四代目吉住小三郎、三世杵屋六四郎 作曲

久保田万太郎 作詞

猿若叶

5、箏曲「竹生島」

千代田検校 作曲/作詞者 不明

箏/高松万里代能、近藤有里子

三絃/鈴木厚一（賛助出演）



6、箏曲「ロンドンの夜の雨」

宮城道雄 作曲

箏独奏 片岡由紀

《休憩10分》 (15：10頃)

7、日舞

長唄「小鍛冶」

杵屋勝五郎 作曲/木村国夫 作詞

宗近/藤間勘護（特別出演）

稲荷明神/深山幸資（賛助出演）

白妙/藤間勘淑翠

8、箏曲「道成寺」

中井智弥 作曲

二十五絃箏/鎌田美穂子

フルート/恩田美佳（賛助出演）

9、長唄「勝三郎連獅子」

二世杵屋勝三郎 作曲/河竹其水 作詞

唄/杵屋勝乃夫、杵屋壽建、杵屋壽鶴

三味線/杵屋勝壽、杵屋勝壽七、

杵屋勝くに光

小鼓/望月太津之、太鼓/堅田昌宏

大鼓/望月左太助、笛/福原百貴

各地区連合町内会長 様

鶴見区自立支援協議会
権利擁護部会 一同

啓発ポスター「鶴見で見かけた『イイネ！』なよりそい」のポスター掲示について(依頼)

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の福祉保健行政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび鶴見区自立支援協議会権利擁護部会では、障害福祉に関する理解促進を目的に啓発ポスターを作成しました。

つきましては、各自治会・町内会における掲示板等に掲示いただき、障害福祉に関する普及啓発への御協力をお願いいたします。

1 ポスター概要

啓発ポスター「鶴見で見かけた『イイネ！』なよりそい」

障害にも様々な種類があり、人それぞれであること。他の人からは理解してもらいにくい行動をとることもあるが、その行動には意味があること。そういったことをより多くの方に知っていただき、温かく見守っていただくことで、障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりのきっかけとしていきたいという想いを込めて作成しました。

2 ポスター掲載期間

令和4年12月1日（木）から12月28日（水）まで
（可能であれば、令和5年3月31日（金）まで）

3 ポスター掲示場所

自治会・町内会の掲示板等

※鶴見区自立支援協議会について

障害のある方が地域で安心して生活するために、保健・医療・福祉・教育・就労等の様々な立場の人が、地域の課題解決に向けて協議し、取り組む場です。複数の部会と連絡会が運営されており、権利擁護部会においては、鶴見区内の障害福祉相談支援機関や障害福祉サービス事業所等15機関が参加しています。

(連絡先・問合せ先)

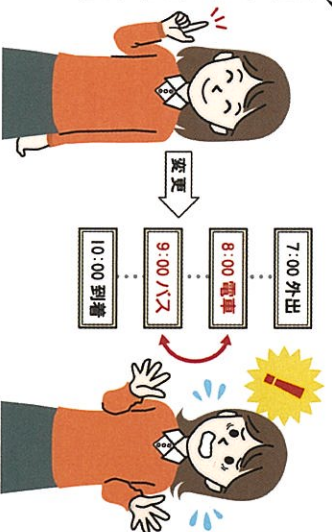
鶴見区高齢・障害支援課

障害者支援担当 牧野・岩間・上村

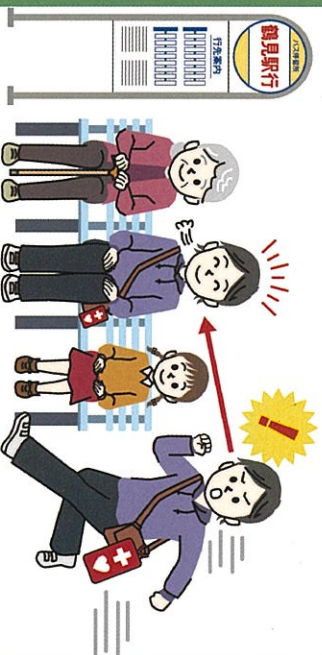
電話：510-1847 FAX：510-1897

いつもの予定！

7:00 外出
8:00 バス
9:00 電車
10:00 到着



同じ時間



同じ場所



#私の大切なルーティーン
変更が苦手な



私たちにとって
いつもと同じ景色
いつもと同じ習慣
が安心です



#確認しよう



説明する相手は
合っていますか？
ゆっくり丁寧な
説明を



#そっと見守ろう



ひとりでおしゃべり
落ち着こう
頑張ろうと
一生懸命
気持ちの整理を
しています



鶴見で見かけた

「イイネ！」な 道よりそい



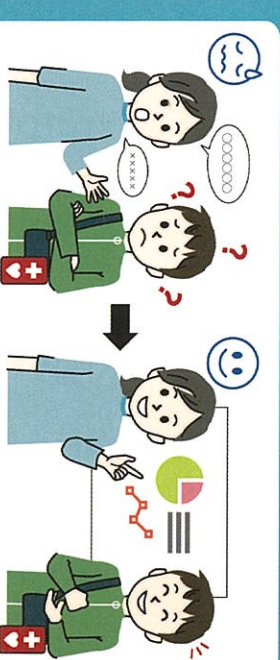
【障害を知ろう！】

#身体障害
#知的障害
#精神障害

個性は人それぞれ！



#理解しやすい説明 #人それぞれ
目で見る方が分かりやすいです



#そっと見守ろう



動き回る

興味で頭がいっぱい

楽しい 不安 緊張



制作

鶴見区自立支援協議会

権利擁護部会

連絡

鶴見区役所

高齢・障害支援課

TEL:045-510-1847

鶴見区基幹相談支援センター
鶴見区精神障害者生活支援センター

資 業 第 1244 号
令和 4 年 11 月 18 日

自治会・町内会長 様

横浜市資源循環局長 金澤 貞幸

年末年始のごみと資源物の収集日程チラシの掲示板への貼付について（お願い）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、3 R 夢プランの推進に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、年末年始の収集日程は、別添のチラシのとおりとなります。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴自治会・町内会の皆様に、年末年始におけるごみ収集日程をお知らせいただきたく、自治会・町内会掲示板への貼付について御配慮いただきますとともに、年末年始のごみ収集休止期間中は、集積場所にごみを出さないよう周知についてもよろしくお願い申し上げます。

なお、掲示板への貼付については、年明けは、令和 5 年 1 月 7 日頃までお願いできればと考えております。

本年も年末年始を迎えるにあたり、ごみの排出量が増えるこの時期のごみの収集・処理が円滑に行えるよう、局をあげて取り組んでまいりますので、御協力いただきますようお願いいたします。

横浜市資源循環局 鶴見事務所
電話：5 0 2 - 5 3 8 3

年末年始のごみと資源物の収集日程

**12月31日(土)から1月3日(火)まで、
収集はお休みさせていただきます。**

また、燃やすごみの収集日が12月29日(木)及び1月5日(木)
火・土曜日の地域は**臨時収集**を行います。

収集日程を
お確かめの上、
ルールを守って
お出してください。



収集日程を
正確かめの上、
ルールを守って
出してください。

燃やすごみ

燃えないごみ・スプレー缶・乾電池

プラスチック製
容器包装

缶・びん・
ペットボトル

小さな金属類

月・金曜日が
収集日の地域

火・土曜日が
収集日の地域

12月

27日(火)
28日(水)
29日(木)
30日(金)

通常収集日

通常収集日

臨時収集日

通常の曜日どおり
収集します
※分別されていないものは
収集できません。

収集はお休みです

※ごみと資源物を絶対に出さないでください。

スリム
「ヨコハマ3R夢！」
マスコットイーオ

1月

31日(土)
1日(日)
2日(月)
3日(火)
4日(水)
5日(木)
6日(金)
7日(土)
8日(日)

通常収集日

臨時収集日

通常収集日

通常の曜日どおり
収集します
※分別されていないものは
収集できません。



スリム
「ヨコハマ3R夢！」
マスコットイオ

※ ごみと資源物は、各収集日の **朝8時まで** にお出してください。

(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、
実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(土)から1月3日(火)までお休みします。



横浜市 粗大ごみ
2次元コード

※12月のお申込みは特に混み合い、
年内の収集にお伺いできない場合がございます。



粗大ごみのお申込みについてはこちらから
又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索